

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		07-01-01		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		環境区民大賞運営費		部課名		環境清掃部環境課		
				担当者名		木村		
				課長名		木下		
				内線		482		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-05-01		環境区民大賞運営費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 23（ 2011 ）年度		根拠		荒川区環境基本条例、荒川区まちの環境美化条例		
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		IV 環境先進都市				
		政策		07 地球環境を守るまちの実現				
		施策		01 温暖化対策の推進				
目的		様々な優れた環境推進活動を実践する区民、区内事業者及び団体を「環境区民」として表彰・周知することと、その功績をたたえとともに、新たな「環境区民」の活動を拡大することを目的とする。						
対象者等		区内に住所を有する又は区内に在学・在勤している個人、団体、事業者及び学校						
内容		区内における環境活動をさらに推進するため、日頃から積極的に環境保全や環境推進に関わる活動を行っている区民を表彰する。また、身近なエコ活動の紹介を通じて、様々な年代及び多くの区民が参加できる制度とすることで、環境推進意識の向上を図る。 顕彰対象部門 ・まちエコ部門・・・事業者、町会、学校、団体等における環境活動 ・こどもエコ部門・・・小学生にエコアイデアを募集【低学年の部】【高学年の部】 ・おうちエコ部門・・・家庭におけるエコアイデアを募集【レシピの部】【生活の部】の2部門 ・美化部門・・・清掃活動の実施などの町の美化活動を推進した方や団体を表彰 ・エコポスター部門・・・地球環境、美化活動、もったいないをテーマにしたポスターを小中学生に募集 ※令和2年度及び令和3年度は、エコポスター部門をポストカード部門として実施						
経過		平成 9年度 荒川区まちの環境美化条例施行に伴い、環境美化大賞創設 平成23年度 環境美化大賞を廃止。環境区民大賞を創設 『環境にやさしい暮らし方部門』『環境優先のまちづくり部門』『環境を守る仕事のしかた部門』『まちの環境美化推進部門』の4部門で構成 平成25年度 『環境に配慮した活動部門』『まちの環境美化推進部門』の2部門に整理統合 平成28年度 『まちエコ部門』『こどもエコ部門』『おうちエコ部門』『美化部門』の4部門に再構成 平成29年度 『エコポスター部門』を追加し、5部門で構成（エコポスターコンクール事業を統合） 令和2年度 小中学校の夏休み期間の短縮等の影響を考慮し、エコポスター部門をポストカード部門として作品を募集						
必要性		環境先進都市の実現に向けて、区民・事業者の様々な環境への取組を顕彰することにより、さらなる環境推進に寄与するものであり、必要性は高い。						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 環境区民大賞顕彰要領の評価表に従い、最も高評価の者に対し、各部門ごとに大賞を1点授与する。大賞に至らずとも高く評価できる活動に対しては、特別賞または奨励賞を授与する。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	区民大賞応募者数(個人・団体)	756	885	851	900	1,000	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		自主的・継続的に環境推進活動を行う区民を表彰し周知することは、環境区民の裾野を広げるためにも重要であるため、推進する。				

(単位：千円)問題点・課題

給与関係費については、担当替えにより減額した。

問題点・課題の改善策

施
状
況

(実施	3	区	未実施	19	区	不明	0	区)
台東区(環境MVP) 豊島区(さわやかな街づくり推進団体表彰) 新宿区(エコワン・グランプリ)								

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		07-01-03		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		省エネ対策費		部課名		環境清掃部環境課		
				課長名		木下		
		担当者名		清水		内線		
		483						
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-04-02		省エネ対策費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 18（2006）年度		根拠		地球温暖化防止対策の推進に関する法律、荒川		
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度		法令等		区環境基本計画ほか		
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系		分野		IV 環境先進都市				
		政策		07 地球環境を守るまちの実現				
		施策		01 温暖化対策の推進				
目的		区内の住宅及び事業所、集合住宅等に太陽光発電システム等を設置した場合の費用の一部を助成することや、集合住宅向け省エネ診断を行なうことで、地球温暖化防止やヒートアイランド対策を推進する。						
対象者等		区内に住所を有する者または区内に住所を有することを予定している者、区内に事業所または集合住宅を所有する者、区内の集合住宅の管理組合など						
内容		○令和元年度実績 ①家庭用燃料電池設置助成（34件）②太陽光発電システム設置助成（8件）③雨水貯水槽設置助成（0件）④家庭用蓄電システム設置助成（20件）⑤屋上緑化施工（0件）⑥壁面緑化（0件）⑦高断熱窓への改修（23件）⑧事業所の省エネ診断に基づく省エネ設備設置（0件）⑨集合住宅向け省エネ診断に基づく省エネ設備設置（40件）⑩集合住宅向け省エネ診断実施（42件） ○令和2年度実績 ①家庭用燃料電池設置助成（18件）②太陽光発電システム設置助成（6件）③雨水貯水槽設置助成（2件）④家庭用蓄電システム設置助成（17件）⑤屋上緑化施工（1件）⑥壁面緑化（1件）⑦高断熱窓への改修（11件）⑧事業所の省エネ診断に基づく省エネ設備設置（0件）⑨集合住宅向け省エネ診断に基づく省エネ設備設置（24件）⑩集合住宅向け省エネ診断実施（22件）						
経過		平成18年5月 エコ助成金交付制度創設（家庭用燃料電池、太陽光発電システム機器、遮熱性塗装） 平成19年度 エコ助成金交付要綱一部改正（5月屋上壁面緑化、12月ガスエンジン給湯器助成追加） 平成20年5月 同（雨水貯水槽助成を追加） 平成22年4月 同（高効率給湯器、太陽熱利用システム、事業所向け省エネ設備助成追加） 平成24年4月 同（街なかメガソーラー項目の追加、遮熱性塗装、高効率給湯器助成の廃止） 平成25年4月 同（家庭用蓄電システム助成の追加） 平成27年4月 同（高断熱ガラスへの改修助成追加） 平成29年4月 同（集合住宅向けLED照明助成追加）、集合住宅向け省エネ診断開始 平成30年4月 同（集合住宅向けLED照明助成を省エネルギー設備全般に拡大） 令和2年4月 同（全ての助成対象について区内業者が施工した場合の上限額を5万円増額） 令和3年4月 同（宅配ボックス助成追加）						
必要性		区内で地球温暖化防止やヒートアイランド対策を推進を推進するために省エネ対策の必要性は高い。						
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	エコ助成利用件数	159	125	80	160	250	
	②	集合住宅省エネ化支援件数	49	42	22	45	45	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		住宅や事業所等への再生可能エネルギー関連設備の導入を推進することにより、地球温暖化防止やヒートアイランド対策を促進する事業であるため、推進する。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	周知用リーフレット	100	需用費	周知用チラシ	100	需用費	周知用チラシ	100
負担金補助等	エコ助成金	16,494	負担金補助等	エコ助成金	10,164	負担金補助等	エコ助成金	21,700
							集合住宅向け省エネ診断	7,375

備考	行政費用は、エコ助成申請件数の減少に伴い、補助費等が減少している。行政収入は、都からの補助金が得られる集合住宅LED化の申請件数が減少したため、都支出金が減少している。
問題点・課題	○省エネ機器、再エネ機器導入の重要性について区民・事業者の理解を深め、助成制度を普及促進するため、啓発活動を一層充実させる必要がある。 ○助成制度利用を促進するため、省エネ機器等の情報収集を密に行い、区民ニーズにも応えた助成内容の検討を行う必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	都や他区の助成状況も参考にしながら、省エネ効果の高い設備導入や改修を促進できる制度となるように改正をしていく。	区外業者施工の助成上限額に対し、区内業者施工の助成上限額を5万円上乗せに改めた。	改正した制度による実施状況や実績、社会情勢等を踏まえて評価し、より良い制度に向けた検討や必要な改正を行なう。
②			
③			
他区の実施状況	（実施 18 区	未実施 4 区	不明 0 区）
エコ助成（太陽光発電等）の状況：渋谷区・中野区・江戸川区・板橋区は未実施。 ネ診断の状況：台東区・港区・荒川区で実施。北区は令和3年度休止となっている。	省エ		
議会（要旨）	平成27年度2月会議 家庭における省エネルギー化の推進について 令和2年度予特 エコ助成の実績について		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		07-01-04		戦略プラン		● 協働		○ 業務		○ 財務		○ 人事	
事務事業名		地球温暖化対策推進費		部課名		環境清掃部環境課		課長名		木下			
				担当者名		廣瀬		内線		482			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-04-01		地球温暖化対策推進費									
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）				○ 建設事業		● それ以外の継続事業					
開始年度		平成 20（ 2008 ）年度		根拠		地球温暖化対策の推進に関する法律、荒川区環							
終期設定		○ 有 ● 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等		境基本計画・地球温暖化対策実行計画							
実施基準		■ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分				● 計画		○ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		IV		環境先進都市							
		政策		07		地球環境を守るまちの実現							
		施策		01		温暖化対策の推進							
目的		地球温暖化防止のため、区民、事業者、区等が協働して、温室効果ガス排出量・エネルギー使用量削減に向けた対策の協議を行い、施策を実施し、荒川区における脱炭素社会の構築を目指す。また、地球温暖化の影響に対応、備えるための適応策について区民に周知し、実生活への温暖化による影響を少なくすることを目指す。											
対象者等		区民、事業者、区来訪者、環境団体、区職員等											
内容		○ 荒川区地球温暖化対策協議会の開催 「荒川区地球温暖化対策実行計画」に基づき、具体的な取り組みの検討・推進、及び計画の進捗状況の確認と見直し、計画策定 ○ 家庭向け対策 家庭向け省エネセミナーの開催（平成28年度～） ○ 事業者向け対策 経営支援課と連携して事業者向けに省エネセミナーを開催 ○ 環境交通の対策 電気自動車の普及促進を目的として、急速充電器を設置・開放 ○ 協働で取り組む対策 荒川区地球温暖化対策協議会実行委員会を立ち上げ（平成26年3月設立、令和3年6月現在委員9名）、区民・事業者・区の協働により、事業を実施（令和3年度事業（1）プロギング（2）地球温暖化防止講演会の実施（3）星空観察会（4）森林整備等吸収対策事業） ○ 水素エネルギー普及啓発 水素エネルギー導入先進都市視察（予定）											
経過		平成20年 6月 低炭素地域づくり面的対策推進事業採択【環境省】 平成21年 6月 荒川区低炭素地域づくり協議会設立 地球温暖化対策地域推進協議会登録名簿へ登録【環境省】 平成22年 2月 協議会において「あらかわ低炭素地域づくり計画」を策定 平成22年10月 区の行政計画として、「荒川区低炭素地域づくり計画」を策定 平成25年 4月 荒川区低炭素地域づくり協議会会員募集開始 平成26年 3月 荒川区低炭素地域づくり協議会実行委員会設立 平成28年 3月 「荒川区低炭素地域づくり計画」改定 令和2年 9月 「荒川区低炭素地域づくり協議会」を「荒川区地球温暖化対策協議会」に改称 令和3年 3月 「荒川区地球温暖化対策実行計画」策定 令和3年 6月 「ゼロカーボンシティ」を表明											
必要性		地球温暖化を防止するため、区民、事業者、区が協働し、具体的かつ継続的な行動が必要である。そのために様々な主体が参加する地球温暖化対策協議会が中心となって、地球温暖化対策実行計画を着実に推進していく。気温上昇に対応した適応生活を区民、事業者に進捗する必要がある。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	省エネセミナー参加者数	124	98	0	50	150	家庭向け・事業者向け省エネセミナー（令和2年度は事業中止）					
	②	荒川区地球温暖化対策協議会会員数(人)	134	150	156	162	184	平成25年度より会員募集を開始					
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
重点的に推進		重点的に推進		地球温暖化対策として脱炭素型の地域社会の構築を目指す事業であり、区民・事業者・区（行政）が協働して取り組むための荒川区地球温暖化対策実行計画を、今後も重点的に推進する。									

No2								
(単位：千円)								
予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		5,351	1,666	2,269	1,973	4,704	6,638	2,369
決算額（3年度は見込み）		4,871	1,160	1,727	1,556	3,975	3,769	2,369
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	会議・協議会等開催数	4	1	2	2	2	5	2
	会議・実行委員会開催数	8	7	7	7	5	1	3
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	水素エネルギーイベント講師謝礼	176	報償費	地球温暖化対策協議会委員謝礼	106	報償費	地球温暖化対策協議会委員謝礼	121
需用費	EV定期点検費用	339	需用費	EV倍速充電器修繕	68	旅費	水素先進都市視察	98
委託料	事前調査業務委託	1,540	委託料	地球温暖化対策実行計画策定業務委託	2,673	需用費	荒川区地球温暖化対策実行計画印刷	1,017
使用賃	スポGOMI運営委託	99	負担金補助等	地球温暖化対策協議会実行委員会	891	委託料	家庭向け省エネセミナー実施委託	90
工事請負費	急速充電器撤去費用	243				負担金補助等	地球温暖化対策協議会実行委員会事業補助	1,000
負担金補助等	低炭素地域づくり協議会実行委員会	1,000						
(単位：千円)								
行政コスト計算書	勘定科目	元年度	2年度	差額	勘定科目	元年度	2年度	差額
	給与関係費	8,371	15,084	6,713	地方税等	0	0	0
	物件費	2,396	2,773	377	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	284	0	▲ 284	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,052	997	▲ 55	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	480	928	448	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 12,826	▲ 19,782	▲ 6,956
	その他行政費用	243	0	▲ 243	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	12,826	19,782	6,956	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 12,826	▲ 19,782	▲ 6,956
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	2	2
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	2	2	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 12,826	▲ 19,780	▲ 6,954
	備考	給与関係費の増加は、担当する職員数の増によるものである。維持補修費の減は隔年で実施しているEV定期点検が令和2年度は該当しなかったこと、その他行政費用の皆減は令和元年度に急速充電器の撤去を行ったことによる。						
問題点・課題	○低炭素社会から脱炭素社会への転換を図るべく、家庭・事業者向けには日常的な省エネ行動の着実な実践を促しながら、削減効果の高い省エネ行動を継続的に取り組んでもらう必要がある。 ○令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら普及啓発を行う必要があることから、対面形式に限らず多様な形でのコンテンツ提供を検討する。							
問題点・課題の改善策								
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容		令和2年度に実施した改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	引き続き省エネ行動の促進に取り組む、家庭・事業者における省エネ行動の定着を図った。		新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベント事業が中止となり啓発については生物多様性をテーマとした講演会のみとなった。			「脱炭素」への転換のため、引き続き省エネ行動の促進に取り組む、家庭・事業者において更なる省エネ行動の定着を図る。		
②	魅力あるテーマを選定するほか、オンライン等、実施方法を多様化した。		地球温暖化防止講演会について、参加可能人数を縮小し、各種対策を実施した上で開催した。著名な講師に恵まれ、講演会も好評だった。			魅力あるテーマの選定のほか、対面に限らない開催形式など、実施方法を多様化していく。		
③						参加者数の増加及び課題となっている若年層へのアプローチに取り組む、地球温暖化防止への意識を高めていく。		
他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)		渋谷区を除く全区が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定済み（令和3年6月時点）					
議会要旨	令和2年度9月会議 令和2年度2月会議 令和2年度予特 令和3年度6月会議		区独自のCO ₂ 削減目標の設定とその取組の強化について 温室効果ガス排出量ゼロに向けた取組について 脱炭素社会実現に向けた区2の取組について 環境基本条例の改正と温暖化対策に特化した条例の制定について					

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	07-01-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	あらかわエコセンター管理運営費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	木下	
			担当者名	戸塚		内線	486	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-09-01	あらかわエコセンター管理運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	令和	（ ）	年度	法令等	推進に関する法律、環境基本計画		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	07 地球環境を守るまちの実現						
	施策	01 温暖化対策の推進						
目的	あらかわエコセンターでは、太陽光発電や雨水利用設備、屋上緑化等環境に配慮した設備を備えるほか、常設展示や企画展示を行うなど、環境に関する情報発信基地としての機能を果たしている。また、運営にあたっては、広く区民に利用され、親しまれる施設となる仕組みを作っていく。							
対象者等	☐ 環境実習室・研修室（環境団体・環境ボランティア） ☐ 情報提供コーナー・環境活動支援コーナー（区民一般、小中学生、事業者）							
内容	☐ 環境実習室・研修室 環境に関する活動を行う区民及び団体を支援するため、会議室や環境実習室など活動の場の提供を行う。 ☐ 情報提供コーナー・環境活動支援コーナー 環境啓発物品や環境に関する書籍等を配備し、環境に関する情報発信を総合的に行う。 また、エコ助成制度の周知と省エネ機器等への理解を深めるため、関連機器の展示を行う。 環境団体に一部の業務を委託し、環境に関する情報の提供や啓発活動を行う。							
経過	平成19年度 平成21年1月 平成21年2月 平成23年7月 平成26年3月 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和2年度	旧保健所の改築着工 竣工 当初開設 全面開設 環境学習農園の開設 エコカフェの開設、環境農園の活用・環境団体へ貸出し ホタル観賞・観察会 エコジュニアクラブを開始し、エコセンターでの講座も開催 2階情報提供コーナーを街なか図書館としても活用開始 障害者基幹相談支援センターの開設に伴う環境情報提供コーナーの館内移転						
必要性	環境学習等の環境政策を総合的に推進するため、区民・事業者・区が協働して環境活動に取り組める拠点が必要である。環境に関する継続的で体系的な拠点施設となるよう、区民参加の呼びかけ、活動支援の場の提供、活動の核となる団体への組織化へと、さらなる環境施策の推進を図っていく。							
実施方法	☐ 一部委託 ☐ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 3階環境活動支援コーナー等の管理及び連続して行う区民向け講座など一部の事業についてのみ業務委託で実施している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	年間施設利用者数(人)	17,112	15,496	8,990	9,630	20,000	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	区民・事業者・区（行政）が協働して環境活動を推進するための拠点となる重要な施設であるため、推進する。						

No2									
(単位：千円)									
予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額		11,413	12,395	12,261	14,572	15,706	18,005	16,187	
決算額（3年度は見込み）		10,399	10,742	11,185	13,527	14,906	16,936	16,187	
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
	研修室等会議室（人）	8,806	8,717	7,709	9,113	8,422	4,717	4,344	
	情報提供コーナー（人）	1,500	1,096	1,675	1,399	1,557	978	852	
	環境活動支援コーナー（人）	5,643	5,849	6,518	6,600	5,517	3,295	4,434	
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	施設管理費、駐車場改修	5,737	需用費	農園・情報コーナー・施設管理費	4,645	需用費	農園・情報コーナー・施設管理費	3,592	
役務費	事業系ごみ処理手数料・電話料金等	235	役務費	事業系ごみ処理手数料・電話料金等	343	役務費	事業系ごみ処理手数料・電話料金等	275	
委託料	清掃・受付・保守・事業運営業務委託等	8,934	委託料	清掃・受付・保守・事業運営業務委託等	10,911	委託料	清掃・受付・保守・事業運営業務委託等	12,010	
			賃借料	軽印刷機賃借料等	259	賃借料	軽印刷機賃借料等	225	
			工事費	倉庫用パーティション設置工事費等	778	備品購入費	Web会議用端末	77	
						負担金補助等	防火管理者講習	8	
(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目	元年度	2年度	差額	勘定科目	元年度	2年度	差額	
	給与関係費	4,185	3,573	▲ 612	地方税等	0	0	0	
	物件費	11,681	13,816	2,135	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	3,225	3,120	▲ 105	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	368	395	27	
	減価償却費	6,683	6,123	▲ 560	その他	20	23	3	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	388	418	30	
	賞与・退職給与引当金繰入額	240	220	▲ 20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,626	▲ 26,434	▲ 808	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	26,014	26,852	838	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,626	▲ 26,434	▲ 808	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,626	▲ 26,434	▲ 808	
	備考	行政費用は、給与関係費、物件費、減価償却費が多くを占めている。物件費の内訳は、エコセンターの管理運営に係る委託料、消耗品費等である。2年度は建物の劣化度調査や敷地内の樹木の伐採作業等を実施したため物件費が増加した。行政収入は目的外使用料や太陽光売電、情報公開手数料がある。							
問題点・課題	○環境活動の拠点として環境区民の育成を図ることを視野に入れ、費用対効果を考慮しつつ、効率的かつ効果的な対策の検討が必要である。 ○多くの区民にエコセンターを知ってもらう方策が必要である。 ○環境に興味の薄い区民、子どもに対し環境意識を向上させる取組が必要である。 ○水素エネルギーやSDGs、海洋プラスチック等の新たなテーマについて、時代に即した効果的な展示等での普及・啓発活動が必要である。								
問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容			令和2年度に実施した改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	環境情報提供コーナーの館内での移転を契機に、より効果的な情報発信ができるよう、工夫を凝らした展示等を行っていく。			情報提供コーナーと学習支援コーナーが同一フロアとなったことを生かし、両者の機能、展示を一体的かつ効果的に配置する等の工夫をし			環境学習農園を活用した事業等を充実させることで、区民が緑に触れあう機会をより多く創出していく。		
②									
③									
他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)								
	中央、港、新宿、台東、江東、品川、目黒、世田谷、渋谷、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川 未設置区（千代田、文京、墨田、大田、中野、豊島）								
議会（要旨）	平成22年1定 エコセンターの今後の展望について 平成26年度11月会議 エコセンターの畑を拠点にした食と農の祭典について 平成26年度決特 エコセンターの機能を新リサイクルセンターに集約を 平成26年度決特 エコセンターでたい肥の買い取りを 平成28年度11月会議 リサイクルセンターとの連携について								

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	07-01-06		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	環境推進事業費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	木下	
			担当者名	宮本		内線	482	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-03-01		環境推進事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 4	（ 1992 ）	年度	根拠	環境基本法、荒川区環境基本計画 他			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	07 地球環境を守るまちの実現						
	施策	01 温暖化対策の推進						
目的	区民一人ひとりの日常生活における環境への負荷を軽減し、循環型社会づくりを進めるため、環境問題に関心を深め、環境に関する正しい理解や知識の向上を目的とした環境学習講座等を実施する。							
対象者等	区民、区内事業者、環境団体 等							
内容	○環境学習講座・イベントの開催 (1)エコジュニアクラブ（年15回） (2)緑のカーテン講習会（年10回） (3)夏休みエコ教室（年16回） (4)自然観察会（年 3回） 等 ○環境情報の発信 (1)区ホームページ (2)Twitter ○ハクビシン・アライグマ対策の実施 対象動物によって家屋等に被害が生じている場合に罠の設置・捕獲及び処分を行う ○カラスの営巣撤去及び回収等の実施							
経過	平成23年度 環境課Twitter開始 平成27年度 本小事業を以下の各小事業へ事業移管 ①環境推進事務費 ②環境活動推進費 ③環境配慮行動事業費 ④省エネ・節電対策事業費 ⑤環境月間事業費 春のエコまつりを実施 平成28年度 ハクビシン・アライグマ対策事業の実施 エコまつりをエコフェスタへ名称変更し実施（春・秋 各1回） 平成30年度 「環境推進事務費」及び「環境活動推進費」を統合し、「環境推進事業費」に名称変更 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、エコフェスタ等事業の一部を中止 令和3年度 カラスの営巣撤去及び回収等の業務を生活衛生課から移管							
必要性	環境先進都市を目指すためには、区民一人ひとりの環境に関する理解を深めるとともに、意識の向上を図ることが必要不可欠である。そのため、幅広い年齢層を対象とした環境学習の機会を提供する必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 「あらかわエコセンター業務運営委託」（緑のカーテン普及啓発事業委託） 「ハクビシン・アライグマ対策業務委託」「カラスの営巣撤去及び回収等業務委託」							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	夏休み等エコ教室参加者数（人）	450	450	300	400	500	令和2年度は自宅環境学習セットの活用等一部事業を変更して実施
	②	緑のカーテン講習会参加者数（人）	312	285	150	250	300	令和2年度は秋のみ開催
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		環境学習講座を広めることにより、区民の環境に対する理解と意識の向上を図ることができ、将来の環境区民の育成に資するものであるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			4,437	5,334	5,111	7,011	7,134	8,431	8,483
決算額（3年度は見込み）			3,749	4,579	4,480	6,138	5,589	3,671	8,483
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	夏休み等エコ教室（回）		12	12	14	20	16	—	16
	緑のカーテン講習会（回）		11	11	11	11	10	5	10
	エコジュニア（回）		—	—	—	16	15	—	15
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	環境講座等謝礼	359	報償費	環境講座等謝礼	0	報償費	環境講座等謝礼	780	
需用費	環境講座等消耗品	748	需用費	環境講座等消耗品	521	旅費	エコジュニア随行職員日当	105	
役務費	環境講座保険料	163	役務費	環境講座等保険料	85	需用費	環境講座等消耗品	1,533	
委託料	緑のカーテン業務委託等	4,126	委託料	緑のカーテン業務委託等	2,632	役務費	環境講座等保険料	410	
使用料	エコジュニアクラブ・バス借上げ	182	使用料	エコジュニア・バス借り上げ等	0	委託料	緑のカーテン業務委託等	4,665	
			備品購入費	草刈機	36	使用料	エコジュニア・バス借り上げ等	910	
			負担金補助	刈払機講習会受講料	32	備品	ビデオカメラ	80	

(単位：千円)

勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与と関係費	15,904	11,909	▲ 3,995	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	5,193	3,257	▲ 1,936		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	259	255	▲ 4
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	397	414	17		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	259	255	▲ 4
		賞与・退職給与と引当金繰入額	912	732	▲ 180	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 22,147	▲ 16,057	6,090	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	22,406	16,312	▲ 6,094	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 22,147	▲ 16,057	6,090	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 22,147	▲ 16,057	6,090			

備考	エコフェスタ及び夏休みエコ教室が中止となったことにより、給与関係費及び物件費が減少した。 行政収入にある都支出金は、ハクビシン・アライグマ対策業務に係る補助金によるものである。
----	---

問題点	一部の環境学習講座において、参加者の年齢層が高齢であるなど偏りがあるため、若年層や現役世代の参加が見込めるよう、内容の選定を行う必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた上で、各種事業の実施方法等の見直しを図る必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容				令和2年度に実施した 改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	次年度以降も社会情勢を鑑み、環境問題をより身近に感じることのできるテーマを取り扱うことで、区民への啓発に努める。			新型コロナウイルス感染症の影響により、郵送で工作キットを送付する等、自宅で学習できるようにした。				新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて事業の実施方法等を工夫し、目的が達成されるよう努める。				
②												
③												
他区の実況 (要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)											

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	07-01-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	環境率先行動事業費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	木下	
			担当者名	小林		内線	482	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-03-02		環境率先行動事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	温対法、グリーン購入法、環境確保条例、荒川			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	区役所エコアクティブプラン			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	07 地球環境を守るまちの実現						
	施策	01 温暖化対策の推進						
目的	区は区内最大の事業者であることを認識し、率先して環境負荷の軽減と循環型社会づくりに努める。また、区内事業者の環境配慮行動に対し支援を行う。							
対象者等	区内事業者、環境関連事業者							
内容	☐ 区の環境率先行動 (1) 区役所の省エネルギーの促進 (2) 省資源・リサイクルの推進 (3) 建築物の環境配慮の推進 (4) 環境意識の向上 (5) あらかわEMS（区独自の環境マネジメントシステム）による点検・評価 (6) 電力一括調達による区施設における使用電力の低炭素化 ☐ 省エネ管理システムの運用管理による、区役所の環境負荷の把握、国及び都への報告書作成							
経過	☐ 計画 「荒川区環境基本計画」平成16年度策定 平成24年度改定 「荒川区役所エコアクティブプラン」平成20年度策定 平成29年度新規作成 ☐ 区の環境率先行動 (1) 「荒川区電力の調達に係る環境配慮方針」（平成24年2月策定） (2) 「荒川区グリーン購入推進方針・調達方針」策定（平成13年、毎年度見直し） (3) 「荒川区公共施設環境配慮方針」策定（平成23年、平成24年改定） (4) 環境推進員講習会開催（職員向け、年1回） (5) エコアクション21（環境評価プログラム）認証取得（平成17年5月～平成27年11月） あらかわEMS（区独自の環境マネジメントシステム）運用開始（平成27年12月） ☐ 平成27年に「環境推進事務費」から事業所の省エネ等の環境率先行動に係る事業を「環境率先行動事業費」へ事業移管							
必要性	近年の異常気象やその背景にある地球温暖化を踏まえ、区は区内最大の事業者として環境に配慮した行動を率先して実施し、区民や事業者の環境配慮行動を促すことが重要となっている。また、区が実践した環境に配慮した行動の効果と、その目標への達成度合いを測る仕組みづくりは必須である。							
実施方法	☐ 一部委託 ☐ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 「区施設のエネルギー使用量等集計・管理システムの運用等業務委託」							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	区施設温室効果ガス排出量 (百t-CO2)	142	133	128	123	94	「荒川区役所エコアクティブプラン」に基づく
	②	区施設温室効果ガス排出量 (人口一人あたり/kg-CO2eq)	66.1	64.0	62.0	59.3	48.0	平成30年度以降の見込みは平成29年度策定の上記計画に基づく
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	「荒川区役所エコアクティブプラン」に基づき、荒川区の環境負荷の軽減を率先して推進する。						

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

他区の寒
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	07-01-08		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	省エネ・節電対策事業費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	木下	
			担当者名	清水		内線	482	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-03-96	省エネ・節電対策事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠	環境基本法、荒川区環境基本計画 他			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	07	地球環境を守るまちの実現					
	施策	01	温暖化対策の推進					
目的	エネルギー需要が特に高まる夏季及び冬季において、区民・事業者の省エネ行動を推進しエネルギー消費量の削減を図る。							
対象者等	区民、区内事業者、環境団体、環境関連事業者							
内容	○元祖・本家あらかわ街なか避暑地、あらかわ街なかほっとサロンの実施 区民が家庭での空調（冷房・暖房）を止め、街なかに設置した避暑地・ほっとサロンにて過ごすことで各家庭における省エネ化を促進する。 ○あらかわエコポイント事業の実施 区が用意した環境活動メニューから各家庭でできる取り組みを実践して、達成した場合にポイントを付与し、世帯でたまった合計ポイントと景品と交換する。（令和3年度事業廃止） ○集合住宅向け省エネコンサルタント派遣（集合住宅の省エネ取組推進支援事業） 省エネコンサルタントを派遣し、集合住宅向けの無料省エネ診断を実施する。 ○省エネ型エアコン助成事業の実施（新型コロナウイルス感染症対策事業） 自宅滞在時間の増加が見込まれるため、省エネ型エアコン購入費の一部助成を行うことにより省エネ型エアコンの普及を促進し、温室効果ガス排出量の抑制を目的とする。							
経過	平成23年度 元祖・本家街なか避暑地事業開始 省エネ・節電マイレージ事業開始 平成24年度 街なかほっとサロン事業開始 緊急節電警報メール配信開始 （ここまで「環境推進事務費」における経過） 平成27年度 「環境推進事務費」から省エネに係る事業を「省エネ・節電対策事業費」へ事業移管 民間事業者施設の街なか避暑地・ほっとサロンを開設 平成28年度 「省エネ・節電マイレージ事業」を拡充し「あらかわエコポイント事業」へ変更して実施 平成29年度 「集合住宅の省エネ取組推進支援事業」を開始 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「街なか避暑地」及び「あらかわエコポイント事業」を中止。代替事業として「省エネエアコン助成事業」を実施 令和3年度 「集合住宅の省エネ取組推進支援事業」を省エネ対策費へ組替 「街なか避暑地・ほっとサロン事業費」については、環境推進事業費へ組替							
必要性	東日本大震災により、荒川区でも計画停電が実施されるなど深刻な電力供給不足に陥った。その後、安定供給が見込めるようになったが、引き続き省エネを実施することで区のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量の削減に資することができるため、本取り組みを継続して実施している。							
実施方法	（☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 集合住宅の省エネ取組推進支援事業において一般社団法人、東京都マンション管理士会にコンサルタント業務を委託。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	街なか避暑地実施施設数	80	80	0	0	0	令和2年度及び令和3年度は事業中止
	②	あらかわエコポイント応募世帯数	118	129	0	0	0	令和2年度は事業中止 次年度以降は事業を廃止
③	省エネコンサルタント派遣件数	49	42	22			令和3年度から省エネ対策費へ組替	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		区民・事業者とが協力して省エネ対策に取り組むことにより、更なるエネルギー消費量の削減を目指すものであるため、推進する。				

(単位：千円)

供

問

起
占

施 区

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	07-01-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	環境啓発事業費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	木下	
			担当者名	清水		内線	482	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-03-03	環境啓発事業費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☒ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 4	（ 1992 ）	年度	根拠				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	07 地球環境を守るまちの実現						
	施策	01 温暖化対策の推進						
目的	毎年、区民に環境について考える機会となるイベントを開催することで、広く環境保全への関心と理解を高めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高める。また来場者と地域団体や環境活動団体及び連携自治体との交流の場とし、団体の活動をより多くの区民に周知する。							
対象者等	区民、環境活動団体、環境関係事業者、官公庁、業界団体							
内容	<環境・清掃フェア> 区の環境事業をPRするとともに各出展団体が日頃行っている環境関連事業等の紹介を行う事業 ○出展団体（令和元年度実績：22団体） 下水道局・水道局、リサイクル事業協同組合、東京ガス、大和ハウス、日本建材・住宅設備産業協会、日本貨物鉄道、オオムラサキを荒川の空に飛ばす会、ホテルを育てる会、あらかわ環境サポーター、エコ生活ひろめ隊、日本環境教育フォーラム、トラムあらかわ荒川ひまわり、かがやき小台橋あさがお、つくば市、秩父市、都生活協同組合、低炭素地域づくり協議会、東京環境保全協会・環境衛生協同組合荒川区支部、清掃一部事務組合、国民生活産業・消費者団体連合会、ソーラーシステム振興協会 <環境キャラバン（仮称）> ゆいの森あらかわなどの区施設において、環境に係る啓発展示やVR体験を行うことにより、施設利用者に環境意識啓発を図る。							
経過	平成 4年6月 「環境フェア」として事業開始 平成12年6月 清掃一部事務組合から特別区への清掃事業移管に伴い「環境・清掃フェア」として事業拡大 平成17年6月 「あらかわフリーマーケット」と同時開催開始 平成27年6月 雨天により中止 平成28年6月 スポーツGOMI拾いと同時開催、水素ブース（燃料電池自動車）を新設 平成29年5月 開催月を5月に変更、「あらかわフリーマーケット」との同時開催終了 令和2年5月 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため「環境・清掃フェア」中止 令和3年 「環境清掃フェア運営費」から「環境啓発事業費」に名称を変更 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため「環境・清掃フェア」中止 アウトリーチ型の啓発事業として「環境キャラバン（仮称）」を実施予定							
必要性	環境啓発事業は、これまでの1か所での集中開催から、区内全域を対象に区施設を巡回して展示する方法に改めることとした。これにより、環境問題をより身近な場所で、より多くの区民に実感してもらうことが可能となり、本事業を実施する必要性は高い。							
実施方法	（ ☐ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 平成31年度環境・清掃フェアあらかわ会場設営業務委託・会場警備業務委託契約・ステージショー業務委託契約							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	環境・清掃フェア参加者数	7,500	6,200	0	0	0	令和3年度は事業中止
	②	環境キャラバン（仮称）参加者数				2,800	4,200	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		普及啓発を中心とした環境キャラバン等を実施することにより、区民等の環境意識の向上を図る事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			1,565	1,531	2,271	2,414	2,436	2,223	1,010
決算額（3年度は見込み）			1,414	1,485	2,110	2,363	2,392	0	1,010
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	環境・清掃フェア入場者数（人）		0	9,000	7,000	7,500	6,200	0	0
	環境・清掃フェア参加ブース（団体）		18	22	24	21	22	0	0
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	看護師謝礼	11	報償費	看護師謝礼	0	需用費	参加者配布用景品		143
需用費	ノベルティ、贈い、ポスター・チラシ	625	需用費	配布用ノベルティ、出展者贈い	0	需用費	参加者配布用キット		148
役務費	事業系ごみ有料化処理手数料	19	役務費	事業系ごみ有料化処理手数料	0	需用費	運営用消耗品		366
委託料	会場設営、警備	1,738	委託料	会場設営、警備	0	委託料	企画運営委託		351

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,534	2,382	▲ 5,152	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	2,381	0	▲ 2,381		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	11	0	▲ 11		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	1,000	1,000	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,000	1,000	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	432	146	▲ 286		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,358	▲ 1,528	7,830		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	10,358	2,528	▲ 7,830		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,358	▲ 1,528	7,830		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,358	▲ 1,528	7,830					

備	環境清掃フェアが中止となったため行政費用全体が大きく減少となった。 行政収入のその他は「みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金」である。
---	--

問題点	○若年層をはじめとした幅広い世代の環境問題についての意識啓発を促すために、イベント開催に係る広報活動を工夫することで参加者を確保する必要がある。 ○限られた人数のスタッフで、混乱なくイベントを運営できる体制の確立をする必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き集客につながるSNS発信の仕方と内容を検討し、発信の回数を増やす。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため「環境・清掃フェア」は中止とした。	アウトリーチ型の啓発事業として実施予定の「環境キャラバン(仮称)」について、広報の充実と運営体制の確立を図る。
②	雨天開催時の対応について引き続き検討を重ねていく。		
③	例年14時以降は来場者・滞留者がともに大幅に減少するため、開催時間を短縮し出展者の負担軽減を図る。		

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実
区
の
状
況
施

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		07-01-10		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		まちの環境美化推進費		部課名		環境清掃部環境課		課長名		木下			
				担当者名		前田		内線		483			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-06-01		まちの環境美化推進費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 9（1997）年度		根拠		荒川区まちの環境美化条例、荒川区指定喫煙場所設置助成金交付要綱							
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度		法令等		所設置助成金交付要綱							
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分				☒ 計画		☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		IV		環境先進都市							
		政策		08		良好で快適な生活環境の形成							
		施策		04		まちの美化の推進							
目的		「荒川区まちの環境美化条例」に基づき、区・区民・事業者および団体が相互に協力し合い、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標に、環境美化活動を実践し、清潔で美しい荒川区をつくり、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。											
対象者等		区民・区利用者及び事業者等											
内容		○美化推進期間の設定：荒川区環境美化の日（5月30日）の前後に環境美化推進期間（5月15日～6月14日）を設け、美化推進ポスターの掲示・キャンペーン等を実施 ○地域の美化活動支援：区民が主体的に行う美化活動に対し、清掃用具貸与等の支援を実施 ○区役所周辺の美化活動：区職員による区役所周辺の美化活動を実施（年間6回） ○環境美化マナーアップキャンペーン：区内主要駅周辺にて、まちの環境美化についての普及・啓発及び美化活動を実施 ○喫煙マナー対策：喫煙マナー啓発ポスターの掲示、まちの環境美化マナーアップ業務委託、荒川区指定喫煙場所の開設及び運営、路面シート等の掲示物の設置、喫煙マナー周知用リーフレット及びポリ看板・シールの配布、歩きたばこ実態調査の実施等											
経過		平成 8年10月 「荒川区まちの環境美化条例」を制定し、翌年4月に施行 平成20年12月 指定地区内での路上喫煙禁止等を追加した改正条例を制定し、翌年6月に施行 平成22年 4月 まちの環境美化マナーアップ業務委託開始 平成25年 3月 路上喫煙禁止地区のうち、南千住駅・日暮里駅で地区の見直し（拡大）を実施 平成30年 4月 まちの環境美化マナーアップ業務委託の内容見直し（業務日数の大幅増等）を実施 南千住駅東口指定喫煙場所を開設 令和元年 8月 荒川区指定喫煙場所設置助成金交付制度の創設 令和元年12月 西尾久地区のコンビニエンスストア内に喫煙スペースを開設（民営） 令和 2年 3月 センターまちや喫煙所、東日暮里五丁目喫煙スペースを開設（民営） 令和 2年 4月 喫煙マナー啓発パトロール車両の運行開始 令和 3年 4月 日暮里駅南口紅葉橋階段下区有地に閉鎖型喫煙所を開設											
必要性		喫煙マナーに関する区民の声等の問い合わせは依然多く、事業としての重要度は高い。											
実施方法		（ ☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 路上喫煙禁止地区周辺の巡回及び車両での区内全域パトロールによる啓発・指導を実施している。											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）					
	①	主要駅周辺における歩行喫煙率（%）	0.05	0.08	0.10	0.06	0						
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
推進		推進		清潔で美しい荒川区をつくるためには、区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、美化活動及び喫煙マナーの啓発活動に取り組むことが重要であるため、今後も推進する。									

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	美化活動・路上喫煙対策消耗品等	1,024	需用費	美化活動・路上喫煙対策消耗品等	1,791	需用費	美化活動・路上喫煙対策消耗品等	1,802
役務費	都電都バス広告掲載料等	220	役務費	都電都バス広告掲載料等	329	役務費	都電都バス広告掲載料等	329
委託料	まちの環境美化マナーアップ業務委託等	10,991	委託料	まちの環境美化マナーアップ業務委託等	41,379	委託料	まちの環境美化マナーアップ業務委託等	26,508
工事請負費	自動ドアエンジン更新工事等	876						
備品購入費	電気自動車等	2,864						
負担金及び交付金	喫煙所整備補助金	17,231						

(単位：千円)

備考	2年度からマナーアップ業務にパトロール車の巡回を追加したため物件費が増加した。喫煙所整備補助金の申請がなかったため補助費支出と都支出金収入が減少した。その他行政費用の増加分は日暮里駅南口喫煙所整備に係る設計費等である。喫煙所閉鎖期間中自販機の販売を中止したため使用料収入が減少した。
問題点・課題	○新型コロナウイルス感染症が流行している中でも、地域の美化活動が衰退しないよう、美化活動の支援や啓発活動を継続することで、地域の美化意識の向上を図る必要がある。 ○改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例による国や都の分煙対策を注視しながら、喫煙マナー対策について検討し、街中の喫煙場所を整備することで、分煙化を図る必要がある。 ○喫煙マナーに関する区民の声は依然多く、人々の健康意識の向上や喫煙対策の認識が高まる中で、喫煙マナーの周知・啓発活動を継続することで、分煙意識の向上を図る必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	路上喫煙禁止地区を中心とした区内各所に喫煙場所を確保することで、分煙環境の整備を図る。	日暮里駅紅葉橋階段下の区有地に閉鎖型喫煙所を設置することで、分煙環境の整備を図った。	更なる分煙環境の整備を図るため、路上喫煙禁止地区への喫煙所設置の検討をする。
②	まちの環境美化マナーアップ業務委託について、徒歩での巡回に加え、車両によるパトロールを実施し喫煙マナー向上を図る。	喫煙マナー啓発パトロール車の運行を開始し、より広範囲で啓発・指導を実施することで、地域の喫煙マナー向上を図った。	徒歩及び車両によるパトロールについて、効率的かつ効果的に実施できるよう、運用方法を工夫する。
③	喫煙マナー対策のみならず、地域の美化活動やごみのポイ捨て等、美化対策にも注視して幅広い事業を検討する。	新型コロナウイルスの影響で大規模な美化活動実施が困難となる中、環境課職員のみで、美化活動に特化したキャンペーンを実施した。	新型コロナウイルスの影響等により生じる新たな課題に対して、美化活動の実施や啓発手法を工夫する。

他 施 区 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 路上喫煙、ポイ捨て等に関する条例の制定 22区							
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成30年度2月会議	日暮里駅南口指定喫煙場所について						
	令和元年度6月会議	「荒川区まちの環境美化条例」の進捗状況と今後の具体的な対策について						
	令和元年度11月会議	閉鎖型公衆喫煙所の設置について						
	令和元年度決特	たばこのポイ捨てについて／日暮里駅南口指定喫煙場所について						
	令和2年度2月会議	区内のゴミのポイ捨て対策について／コロナ収束後の地域美化活動について						

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		07-01-11		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		公害対策費		部課名		環境清掃部環境課		
				担当者名		小林		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-07-01		公害対策費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 44（ 1969 ）年度		根拠		都環境確保条例、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		IV 環境先進都市				
		政策		08 良好で快適な生活環境の形成				
		施策		04 まちの美化の推進				
目的		東京都環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、環境状況の調査や公害発生源に対する規制・指導を行うとともに、事業活動その他の人の活動により発生する公害苦情に対して、相談業務・指導を行うことにより、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。						
対象者等		区民、事業者等						
内容		☐ 公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害対策の指導等を行う。 ☐ 公害苦情の処理 公害に伴う苦情の申立により、公害発生源の調査を行い、法令等に基づき指導等を行う。 ☐ 環境調査 主要幹線道路の道路交通騒音及び振動の調査や、隅田川の水質・底質に関する調査を行う。 ☐ 工場認可その他の届出の処理 工場等の設置や変更認可申請及び廃止等の届出。工場の現況や揚水量、化学物質使用量の報告を受理及び審査等を行う。また、工事等に伴い発生する特定建設作業や特定粉じん排出等作業の届出、その他土壌汚染調査に係る届出の受理及び審査を行う。						
経過		昭和45年4月 「東京都公害防止条例」施行 昭和53年 隅田川水系浄化対策連絡協議会が発足し、以降毎年調査を実施 昭和60、61、平成2、5、8、11、14、17、20年度に新幹線鉄道騒音調査を実施 平成13年4月 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行 平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区へ移譲 平成16、20年、22年度に京成線高架部分の大規模改修に係る調査として鉄道騒音調査を実施 平成21年4月 「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」施行						
必要性		騒音・振動・悪臭等の公害苦情に対し、発生源の調査を行い、関係法令等に基づいた指導等を行うことで、区民の健康や安全を確保しているため、必要性は高い。						
実施方法		☐ 2一部委託（ ）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 水質・底質調査、自動車騒音常時監視、悪臭測定については委託により実施						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	発生源別苦情件数	127	190	201	160	120	苦情の再度申立が減少すること(件)
	②	全苦情に対する完結率(%)	99	91	93	98	100	苦情の再度申立が無くなること(%)
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を調査し、関係部署とも連携して早急な課題解決を図る必要があるため、推進する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		789	830	797	813	1,984	2,200	2,122
決算額（3年度は見込み）		129	789	256	380	1,362	1,938	2,122
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	工場認可件数	13	7	7	7	3	8	8
	工場等現場立入調査回数	372	181	279	300	213	231	200
	公害発生に対する苦情件数	70	65	185	127	190	201	160
	各種届出受付件数	547	633	639	630	679	651	640
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	環境調査に伴う謝礼	6	報償費	環境調査に伴う謝礼	6	報償費	環境調査に伴う謝礼	6
需用費	公害規制用消耗品等	177	需要費	公害規制用消耗品等	161	需用費	公害規制用消耗品等	339
役務費	公害防止管理者講習等	1	備品購入費	備品購入	54	役務費	公害防止管理者講習等	2
委託料	測定機器法定点検等	1,156	役務費	公害防止管理者講習等	0	委託料	測定機器法定点検等	1,752
備品購入費	備品購入	0	委託料	測定機器法定点検等	1,695	負担金補助及び交付金	公害防止管理者講習等	23
負担金補助及び交付金	公害防止管理者講習等	22	負担金補助及び交付金	公害防止管理者講習等	22			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	28,205	26,358	▲ 1,847	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,334	1,910	576		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	28	28	0		使用料及び手数料	28	74	46
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	28	74	46
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,618	1,621	3		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 31,157	▲ 29,843	1,314
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		31,185	29,917	▲ 1,268	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 31,157	▲ 29,843	1,314
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 31,157	▲ 29,843	1,314	

供	物件費の増加は測定機器の法定点検台数が元年度に比べて多かったためである。
---	--------------------------------------

備考	
問題点・課題	最近の苦情相談では、法令の規制基準以下でも解決しないことが多く、対応には広い知識や説明等のスキルが必要となるため、職員の育成に多くの時間を要する。なお、解体・建設工事の騒音・振動に係る相談も多く、現場調査段階で施工業者と低減措置等について検討するが、特に振動を軽減することが技術的に難しい。多額な費用負担となる土壌汚染調査等の指導は、事業者等の資金の問題から速やかな解決が得られないことも多い。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	職員の東京都公害防止管理者や特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得を推進する。	東京都公害防止管理者講習を1名が受講、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を1名が取得し、公害規制等の体制強化が図れた。	大気汚染防止法改正に伴う業務量増加に対応すべく、実務をとおした法令の解釈を、積極的に取り組んでいく。
②	解決が困難な事例には担当職員間でも活発な情報交換を図ることで対応の幅を広げ、調査や指導等を続ける。	対応方針について担当者間で話し合う場を毎週設け、職員毎の対応に偏りが無いよう、係として都度判断し、良質なサービスを担保した。	業務の根拠法令への解釈を深め、区民や事業者への指導等をとおしたサービスの向上を積極的に図る。
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 議 会 質 問 要 旨	平成19年3定	都内の大気測定局数について
	平成25年1定	建設環境委員会 解体工事現場に対する新たな基準の考え方について
	平成26年度9月会議	鉄道沿線住民への対応について
	令和元年度9月会議	空き地の管理について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	07-01-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特殊有害物質処分費		部課名	環境清掃部環境課		課長名	木下	
			担当者名	木下		内線	485	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-08-01	特殊有害物質処分費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 8	（ 2026 ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	04 まちの美化の推進						
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理を行うことを目的とする。							
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物							
内容	○特別措置法の概要 PCB廃棄物の処理契約期限については、国のPCB廃棄物処理基本計画（平成26年6月）等により、高濃度PCB含有の安定器等は令和5年3月31日まで、低濃度PCB廃棄物にあっては令和9年3月31日までと定められている。							
経過	平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず 平成20～22年度 高圧コンデンサ36台を処分 平成24～26年度 使用中トランス絶縁油のPCB濃度を分析 平成27年度 区の各施設で保管してある安定器を1か所の施設（旧道灌山中学校）に収集 平成28年度 高濃度PCB廃棄物（安定器）を仕分減量化を図り処理施設への搬入荷姿登録完了 平成29年度 高濃度PCB廃棄物（安定器6t）処分、高濃度PCB廃棄物（コンデンサ2台） 及び汚染物（金属容器）処分、低濃度PCB廃棄物（トランス13基等）処分 PCB含有老朽化照明器具調査（残存PCB安定器図面調査）委託実施、仕分け搬入荷姿登録実施 平成30年度 安定器（高濃度PCB廃棄物18kg）の仕分け搬入似姿登録の実施 令和元年度 低濃度PCB廃棄物（トランス6基）を処分 令和 2年度 高濃度PCB廃棄物（安定器1.15t）処分 安定器の仕分け搬入荷姿登録の実施（高濃度PCB廃棄物458.5kg登録）							
必要性	PCBは難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 高濃度PCB廃棄物のトランス・コンデンサーは東京JESCO、安定器等は北海道JESCOでの処分。低濃度PCB廃棄物は、国が認定した無害化処理認定施設で処分をしなければならない。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	PCB廃棄物保管量（kg）	1,300	1,600	940	1,000	0	PCB廃棄物の保管全量を、全て処分する。
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理を行う。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,256	1,191	▲ 65	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	552	33,354	32,802		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	72	73	1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,880	▲ 34,618	▲ 32,738	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	1,880	34,618	32,738	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,880	▲ 34,618	▲ 32,738	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,880	▲ 34,618	▲ 32,738			

備 考	物件費が増加しているのは、元年度は低濃度PCB廃棄物の機器の処分のみを行い、2年度は高濃度PCB廃棄物の運搬・処分等を行ったことによるものである。
--------	---

問題点・課	○低濃度PCB廃棄物であるコンデンサーは、取外し工事を行った後に分析調査をしなければ、機器にPCBが含有しているかどうか分からない為、各施設の主管課で現在使用中のコンデンサーの銘板を確認する必要がある。また低濃度PCB廃棄物の処理期限は令和8年度までに処分する必要がある。 ○平成10年前後から現在に至るまでPCB廃棄物の運搬に使用された容器が保管されているため、PCB廃棄物に該当するか分析を行い、適切に処分する必要がある。
-------	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	元年度に収集した安定器（高濃度PCB廃棄物）を仕分け、PCB廃棄物を処分をする準備として荷姿登録を行う。	元年度に収集した安定器（高濃度PCB廃棄物）を仕分け、処分の準備として荷姿登録を行い、既に登録済みのものは全て処分した。	2年度に荷姿登録したものを処分し、各施設から運搬の際に使用した容器類の汚染について調査し、適切に処分を行う。
②	荷姿登録を終えたPCB廃棄物（安定器）を順次処分していく。	各施設から安定器等を運搬する際に使用した金箱等、廃棄物についてPCB汚染の可能性も加味し、処分方法について整理した。	安定器（高濃度PCB廃棄物）の把握漏れが無いよう、一時保管に使用した施設自体の蛍光灯について追加で仕分ける。
③	低濃度PCB廃棄物（コンデンサー等）の調査、仕分け、荷姿、処分。		低濃度PCB廃棄物（コンデンサー等）の調査、仕分け、荷姿、処分。

他区の実 施状況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議会議 況(要旨)									